

## 「正義の義務」としての「援助義務」

藤 森 寛

はじめに

アメリカの政治哲学者のベイツ (Charles R. Beitz) は、経済のグローバル化がもたらす社会的・経済的格差の国際的拡大を、はやくから予見し、一九七九年の『政治理論と国際関係 (Political Theory and International Relations)』で、国家のあいだや異なった社会に生きる人々のあいだの社会的・経済的格差の是正の必要を訴えた。ベイツは、ロールズ (John Rawls) が一九七一年に発表した『正義の理論 (A Theory of Justice)』を取り上げ、国内社会への適用が想定されている「正義の諸原理」、とりわけ国内社会の構成員のあいだの社会的・経済的格差の是正を求める「格差原理」を国際社会に適用した。ベイツ

によれば、格差原理は、国家のあいだや異なった社会に生きる人々のあいだの社会的・経済的格差の是正を求める「グローバルな分配原理」として用いることができる。

しかしロールズは、一九九九年に発表した『諸国民衆の法 (The Law of Peoples)』でベイツの議論を取り上げ、正義の諸原理の国際的原理としての適用、とりわけ格差原理のグローバルな分配原理としての応用に反対する。本稿は、正義の諸原理の国際的原理としての応用の可能性を主張するベイツの議論を参照したうえで、ベイツの試みに対するロールズの批判を二段階で考察する。本稿は、正義の諸原理のグローバルな適用の可能性をめぐる二人の政治哲学者の対立を解消するものではないが、二人の政治哲学者の対立する論点を明らかにし、ロールズがベイツのグローバルな分配原理に代わって提案する「援助義

務 (duty of assistance) を私たちが互いに負っている「正義の義務 (duty of justice)」と説明する。

### 一 正義の国際的原理の可能性

ベイツは、「政治理論と国際関係」において、グローバル化した現代の国際社会に適用される正義の国際的原理の可能性を追究する。ベイツによれば、従来の国際関係に関する理論は、国際的な道徳規範の可能性に対する二つの「懐疑論」のもとで正義の国際的原理の可能性を否定してきた。ベイツは、ロールズが国内社会に適用されることを前提に展開した正義の諸原理が正義の国際的原理として応用できると考え、この可能性を確保するために二つの懐疑論の立場に反論する。第一の立場は、国際関係を国家のあいだの「自然状態」とみなし正義の国際的原理の可能性を否定する「国際的懐疑論 (international skepticism)」であり、第二の立場は、個人との類推のもとで国家を国際社会における自律的行為者とみなし内政不干涉と民族自決の原理の重要性を強調することで、正義の国際的原理の必要を認めない「国家の道徳性 (morality of state)」の立場である (PTIR: 7-8)。ベイツの理解するところ、いずれの立場も、誤った想定のもとで正義の国際的原理の可能性を否定している。ベイツによれば、国際的懐疑論の立場は、四つのホップズ・経験的想定にもとづいているが (PTIR: 36)、いずれの想

定も誤っている<sup>(1)</sup>。国際社会の自然状態としての理解は、第一に、国家を国際社会の唯一の行為者と想定している。しかしこの理解は、国際連合や多国籍企業、国境を超えて連携する組織や専門家集団が、国際関係における行為者として、今日、その重要性を増大させているという現実を適切に見積もることに失敗している (PTIR: 36-40)。第二に、グローバル化した国際関係のもとにある国家のあいだには、相対的にはほぼ等しい力をもつ個人が生み出す自然状態とは異なり、相当に非対称的な力関係が存在している (PTIR: 37-38)。第三に、国家を自然状態における個人のように互いに生死をかけて争う独立した行為主体とみなす想定は、相互依存と相互浸透の深化した今日の国際社会において妥当性をもたない。今日の国際社会においては、国家を相互に独立した自己充足的な存在とみなすことはできないのである (PTIR: 37-38)。そして最後に、国家のあいだの相互依存と相互浸透の深化が軍事力とそれを背景とした影響力の行使という古い国際関係を非暴力的な形態での争いへと変化させたことで、国際社会にある種のルールが確立し、国際的に協働することの利益と重要性が高まりつつある (PTIR: 46-49)。それゆえ高次の権力の不在ゆえに、国際社会の行為者が正義の国際的原理に服する見込みが存在しないという第四の想定も誤りである。

国際的懐疑論の立場が国際社会を自然状態とみなす点で誤っているなら、国家の道徳性の立場は、内政不干涉と民族自決の

権利を個人の「自律の権利」から類推している点で誤っている。国家の道徳性の立場は、人間と同じく国家も外部からの批判や干渉を受けることのないある種の自律の権利をもつという想定のもとで、自由の「消極的権利」としての内政干渉や自由の「積極的権利」としての民族自決の原理に「道徳的」根拠を与えている (PTIR: 92-93)。しかし「国家そのものが諸目的を追求するために考えたり意志をもったり行動したりすることはなく」 (PTIR: 76) のである。

むしろベイツは、民族自決の原理が先進国や多国籍企業に対する発展途上国の「経済的従属」や植民地支配を批判するのに有効であることを否定しない。ベイツが否定するのは、内政干渉や民族自決の原理の根拠を国家の自律性に求めることである。「国家が諸目的の自律的な源泉として尊重されるべきであり、それゆえ干渉を受けるべきでない」という考えは、個人が自律的存在として尊重されるべきだという考え方の類推から引き出されている。しかしこの類推は正しくない。国家のレベルで個人の自律に引きつけて考えることができるのは、国家の基本的諸制度が適切な正義の諸原理と一致しているかどうかという点にある」 (PTIR: 122)。ベイツによれば、「すべての人が諸目的の源泉として尊重されるべき」であり、国民をなんらかの意味で自律的存在として扱うのは、その国の諸制度の正義の一部である (PTIR: 81)。それゆえ国民を自律的存在として扱わない政府に内政干渉の権利は認められない (PTIR: 81-82)。「自

分たちの連合体の条件をあらわすものとして、理性的 (rational) 市民によって「仮想的契約」のもとで「合意されるであろう「正義の国内的」諸原理を侵害している (「内引用者」) (PTIR: 80) と判断される場合には、内政干渉が容認される。「潜在的に」干渉の対象となる各々の国家の正義に考察の目が向けられなければ、干渉の原理は適切に解釈できない」 (PTIR: 121) のである。

それゆえ内政干渉の原理とともに、民族自決の原理も再定式化されなければならない。民族自決の原理には、第一にこの権利が要求しているものに関して、第二にこの権利を要求する資格をもつものに関して、そして第三にこの権利の侵害に反対する理由に関して曖昧な点がある (PTIR: 95, 104-105, 119)。ベイツによれば、民族自決の権利が要求しているのは、「社会的正義という目的を達成するひとつの手段」としての「政治的独立」であり (PTIR: 104-105, 121-122)、この権利を要求する資格をもつのは、「自己規定によって特定される集団でも (PTIR: 109-110)、「共通な特性」によって識別される集団でもなく (PTIR: 110-111)、「ある集団の社会的・政治的生活に備わった深く比較的固定された特徴から生じる不正義への不満」をもつ者である (PTIR: 114-115)。そして民族自決の権利の侵害に反対するのは、「従属的特徴を備えた国際的な経済関係が従属的国家の国内で不正義を継続させる原因となっている場合やそうした国際関係が公正な制度の育成を促そうとする努力の妨げと

なっている場合」(PTIR: 120)である。

かくしてベイツは、「国際関係と国内社会とを分かつ理論上の境界線がなくなる」(PTIR: 122)といい、国家のあいだや異なった社会に生きる人々のあいだの関係を正義に適ったものとする正義の国際的原理の可能性を確保する。すなわちベイツは、普遍的妥当性をもつとみなすことができるであろう正義の国内的原理の不在を理由に内政への干渉が正当化され、民族自決の権利が否定されると考える。「国内の政治理論に属すると通常考えられている社会正義についての考察を導入せずに、国家の自律性の原理——国際政治理論を構成する原理——が正しく解釈されることはないのである」(PTIR: 122)。

しかしベイツは、国際社会の「完全」な道徳理論に必要な正義の国内的原理に関する考察も、その評価も行わない(PTIR: 122)。グローバル化した現代の国際社会において正義の国内的原理が本当の意味で正義の原理となるのは、グローバルな社会的協働の機構全体に妥当する正義の国際的原理と矛盾しない場合に限られるからである(PTIR: 150)。

それゆえベイツは『政治理論と国際関係』の第三部で「正義の理論」を取り上げ、ロールズの正義の諸原理を正義の国際的原理として応用する。経済のグローバル化によって国際的な社会的協働が成立し、他国や多国籍企業の動向が国内の経済的発展や展開に影響を与えるようになった今日の国際社会においては、「国境は社会的協働の範囲と一致せず、「正義の諸原理に

たがって行為する」社会的義務の限界を明確に区切るものではない(「」内引用者)」(PTIR: 151)からである。それゆえベイツは、国内社会への適用を想定している「無知のヴェール」を国際的に拡張し、正義の諸原理、とりわけ正義の第二原理に含まれる格差原理をグローバルに適用しようとするのである(PTIR: 151)。

むしろベイツは、今日のグローバル化した国際社会においても、国家がその主要な行為者のひとつであり、グローバルな格差原理の実現にとって現実的な選択であることを理解している(PTIR: 153)。しかしベイツは、正義の諸原理、とりわけ格差原理がグローバルな分配原理として、最初に個人に適用されるべきであると考え(PTIR: 152-153)、この考え方を「世界市民的(cosmopolitan)」と呼ぶ。ベイツによれば、正義の諸原理のグローバルな適用は、世界市民的な考え方にもとづいてるのであり、それは、この考え方に、「国境の重要性が副次的なものでしかない全世界的な社会を構成する人々の道徳的關係にかかわっている」という意味<sup>1)</sup>が込められているからである(PTIR: 181-182)。

## 二 『諸国民衆の法』におけるロールズの国際的な正義の構想

しかしロールズは、正義の諸原理のグローバルな適用には懐疑的である。ロールズは一九九九年の『諸国民衆の法』におい

て、正義の国際的原理として、「諸国民衆の法 (law of peoples)」を提示するからである。むしろこのことは、ロールズが「国際的懐疑論」や「国家の道德性」の立場に立つことを意味しない。

「諸国民衆の法」では、「正義の理論」で「諸国家の法 (law of nations)」と呼ばれていた正義の国際的原理が諸国民衆の法と改められ、国際社会の行為者が「国家 (nation)」でなく、各国の「民衆 (people)」、「政府を通じて行為する民衆」(LP: 23)と説明されているからである (LP: 23-30)。

ロールズによれば、諸国民衆の法は、理性的で自由主義的な「正義の政治的構想」から出発し、理性的な自由主義諸国民衆のあいだで共有された「外交政策」として展開される (LP: 9-10)。すなわち理性的で自由主義的な正義の政治的構想を理性的に拒否できない「理性的市民」(LP: 8)が「第二の原初状態」を採用すれば、理性的で自由主義的な正義の政治的構想が諸国民衆の法へと拡張される (LP: 32-33)。原初状態は、「表象のモデル」として、理性的で自由主義的な各国の民衆が互いを自由で平等な民衆とみなし、自分たちの政治的独立やもろもろの市民的自由を守り、自国の安全や市民たちの福利を保障するという「合理的」利害に導かれて、諸国民衆の法に合意することを可能にする (LP: 34-35)。諸国民衆の法は、「相互性」という理性的基準 (LP: 35)のもと、理性的で自由主義的な各国の民衆によって共有されるのである。

諸国民衆の法は次の八つの原理として定式化されている

(LP: 37)。「第一原理 各国民衆は自由かつ独立であり、その自由と独立は他国の民衆からも尊重されなければならない」。「第二原理 各国民衆は条約や協定を遵守しなければならない」。「第三原理 各国民衆は平等であり、拘束力をもつ取り決めの当事者となる」。「第四原理 各国民衆は不干渉の義務を遵守しなければならない」。「第五原理 各国民衆は自衛権をもつが、自衛以外の理由のために戦争を開始するいかなる権利もない」。「第六原理 各国民衆はもろもろの人権を尊重しなければならない」。「第七原理 各国民衆は戦争の遂行方法に関して、一定の制限事項を遵守しなければならない」。「第八原理 各国民衆は正義に適ったないしは良識ある政治・社会体制を営むことができないほどの不利な条件のもとに暮らす他国の民衆に対して援助の手を差し伸べる義務を負う」。

むしろ諸国民衆の法は、国際社会に存在する他の社会類型、「理性的・自由主義的民衆 (reasonable liberal people)」から区別される他の類型をもつ社会にも適用されなければならない。ロールズによれば、諸国民衆の法を遵守しない社会、それゆえ「もろもろの人権」をその構成員に保障せず、他国に侵略的な「無法国家 (outlaw state)」(LP: 5, 90)、そして政治的・文化的伝統や物質的・人的資源の欠如ゆえに人権を社会の構成員に保障できない「不利な条件の重荷に苦しむ社会 (society burdened by unfavorable conditions)」(LP: 5, 90)は、諸国民衆の法を遵守する社会からなる「諸国民衆の社会 (society of peo-

bles) (LP: 3)、ロールズの国際社会の一員とみなされず、ロールズが「非理想的理論」(LP: 4-5)と呼ぶ枠組みのなかでその対応が検討されなければならない。たとえばロールズは、人権を保障しない無法国家には内政への干渉が、人権を保障できない「重荷に苦しむ社会」には支援がなされるべきだと考える (LP: 92-93, 105-106)。しかしロールズが「カザニスタン (Kazakhstan)」(LP: 5, 75-78)と呼ぶ想像上のイスラム教国家、善の包括構想によって適切に秩序づけられた仮想社会は、諸国民衆の法を遵守する「良識ある民衆 (decent people)」(LP: 4, 59-60)として、諸国民衆の法のもとで適切に秩序づけられた諸国民衆の社会の一員とみなされ、「理想的理論」(LP: 4-5)の枠組みにおいて取り上げられる。

ロールズによれば、「良識ある社会」は、第一に「もろもろの人権」、すなわち「生存権 (生活手段と安全へ権利)」と「自由権 (奴隷状態・隷属・強制労働からの自由の権利、信教の自由と思想の自由を保障するのに十分な程度の良心の自由の権利)」、そして「財産権 (私有財産の権利)」と「当然な (natural) 正義の諸ルールにあらわされるような形式的平等 (すなわち同様の事柄は同様の仕方であり扱わなければならないということ)」をその構成員に保障・実現する社会である (LP: 65, 68, 78-81)。むしろ良識ある社会は、善の包括構想によって導かれた社会として、理性的な自由主義社会のように良心の自由を「平等な権利」として保障するものではない (LP: 65 n. 2, 72-73)。だが良識ある

社会は、異なる宗教的実践や良心からの行為に必要な余地を残し、ときには「国外移住の権利」を認める社会である (LP: 74-75)。第二に、良識ある社会は、その社会の法システムが人権にかかわる法の事柄に関して必要な道徳的義務や責務を社会のすべての構成員に課す社会である (LP: 65-66)。ロールズによれば、この二つの基準を満たす社会は、すべての構成員の根本的関心に配慮した「正義に関する共通善観念 (common good idea of justice)」(LP: 65, 71-72)のもとで「適切に秩序づけられた社会」であり、それゆえ第三に、良識ある社会は、法を司る官僚が、自分たちの社会の法が正義の共通善観念によって導かれていくという誠実かつ理性的な信念をもち、この信念を公共的に擁護できる社会である (LP: 66-67)。そして最後に、良識ある社会は、反論の機会を与えること<sup>(2)</sup>で、その構成員に政治参加の機会を保障する社会である (LP: 3 n. 2, 63, 72, 92)。

むしろ理性的で自由主義的な正義の政治的構想から展開される諸国民衆の法が、正義の諸原理のもとで確保されることにならずの平等な「基本的諸自由」、自由主義社会において「平等な自由主義的市民権」として保障・実現されるはずの基本的諸権利を「もろもろの人権」に切り詰めている点に批判がないわけではない。マッカーシー (Thomas McCarthy) は、「(1) では「理性的」という観念が相当希薄化されているように考えられる」<sup>(3)</sup>といひ、平等な自由主義的市民権からの退却を批判するのである。

しかしこの批判は、二つの点でロールズの議論を誤解している。第一に、ハート(H. L. A. Hart)の批判に対するロールズの応答から明らかなように、第一原理のもとで確保される自由主義的市民権は、各国民衆が各々の社会の歴史的・社会的条件とコンテクストのもとで特定・実現する権利である。ハートは「各人はすべての者の同じ自由の体系と両立する平等な基本的諸自由のもっとも広範な全体系に対する平等な権利をもつべきである」(TJ: 302)と定式化された第一原理を取り上げ「基本的諸自由のもっとも広範な全体系」がどのように特定できると問うことで、この一節の「基本的諸自由の十分に適切な図式」(PL: 291)というロールズの再定式化を引き出した。<sup>(4)</sup> ロールズによれば、「基本的諸自由の十分に適切な図式」は、相互性の基準のもと、各々の社会のコンテクストにおいて特定されるのであり(PL: 291-294, 331-333)、<sup>(5)</sup> そのため原初状態に続いて、「憲法の段階」、「立法の段階」、「特殊事例への適用の段階」が必要とされる(TJ: section 31, PL: 293)。たとえば政治参加と良心の自由の平等な権利は、憲法の段階ではじめて確定されるのである。この点で第一原理は、ハーバーマス(Jürgen Habermas)が指摘するように、カント(Immanuel Kant)が「人倫の形而上学(Die Metaphysik der Sitten)」で展開した「法の一般的原理(allgemeines Prinzip des Rechts)」にしたがって定式化されている。<sup>(5)</sup> 第一原理は「いかなる行為であれ、その行為あるいはその行為の格率にしたがう各人の選択意志の自由が一般的法則

にしたがってすべての者の自由と両立できるなら、そのような行為は正しい、(recht) (傍点は原著での隔字体)」と定式化される法の一般的原理にしたがって定式化されているのである。<sup>(6)</sup> それゆえ第一原理は、すべての社会に同じ「法的権利」、同じ自由主義的市民権を保障するものではない。

そして第二に、ロールズは、第一原理の世界市民的原理としてのグローバルな適用に反対しても、法の一般的原理としての普遍的妥当性を放棄していない。ロールズは、理性的な自由主義社会が他の社会形態よりも優れているとする見解について「私はそう信じている」といいながらも、理性的・自由主義的な諸国民衆の良識ある社会に対する「寛容」を強く要請する(PL: 61-63)。第一原理が法の一般的原理であるためには、ベイツが自律の権利と呼び、ロールズがもろもろの人権と呼んだ基本的諸権利を、当該社会の構成員が法の一般的原理のもとで相互に承認し、法的権利として実定化する政治的自律とそのため政治制度が必要だからである。フリーマン(Samuel Freeman)が指摘するように、「諸国民衆の法」の主要な目的のひとつは、理性的で自由主義的な諸国民衆の寛容の限界を見定めることにある。<sup>(7)</sup> カザニスタンはこの限界を見定めるための仮想社会であり、良識ある社会は、その構成員に政治参加の機会とある程度の良心の自由を認め、諸国民衆の法を受け入れると判断される点で(PL: 68-70)、完全に「非理性的」であるわけではないのである(PL: 74-75)。

それゆえ良識ある社会の上記の四つの条件は、各々の民衆と社会が諸国民衆の社会の一員と判断される最低限の条件であると同時に、国内社会が「適切に秩序づけられた社会」と判断されるための最低限の条件である。良識ある社会は、平等な自由主義的市民権をもたらず正義の諸原理のもとで適切に秩序づけられた社会、厳密な意味で「正義に合った社会」とみなすことはできないが、基本的な人権とその保障に必要な最低限の政治制度を実現しているという意味で適切に秩序づけられている。

ルールズは「もろもろの人権の実現は、ある社会の政治制度やその法秩序が良識あるものであるための必要条件である」(LP: 90)と諸国民衆の法において人権が果たしている役割を強調し、基本的人権とその保障に必要な政治制度を実現しているという意味で適切に秩序づけられた社会であることが国際社会の一員と判断されるための最低限の条件と説明しているのである。

### 三 「援助義務」

だが国際社会には、さまざまな理由から適切に秩序づけられた社会を自分の力で実現できない社会が存在している。ルールズによれば、諸国民衆の社会の一員は、諸国民衆の法の第八原理のもとで、「不利な条件の重荷に苦しむ社会」に対して援助の手を差し伸べる「援助義務」(LP: 106)を負っている。不利な条件の重荷に苦しむ社会とは、「歴史的・社会的・経済的条

件」のゆえに、自由主義的な形態のものであれ良識ある形態のものであれ、「適切に秩序づけられた政体」、すなわち共有された正義の構想のもとで「適切に秩序づけられた社会」を形成することが困難な社会である(LP: 90)。重荷に苦しむ社会は、もろもろの不利な条件のゆえに、自分の判断を理由に行為する「理性的人格」の自由の「道徳的権利」、つまり自律の権利としての人権の実現に必要な政治制度をもたず、それゆえ人権を社会の構成員に保障・実現できない社会であり、諸国民衆の社会の一員は、諸国民衆の法のもと、重荷に苦しむ社会に援助の手を差し伸べる義務を負っているのである。

むしろ法の一般的原理のもとでの人権の保障と実現が各々の社会の歴史的・社会的条件とコンテクストに依存することから明らかかなように、援助義務の遂行にあたっては、各々の社会のおかれた諸条件とコンテクストへの配慮がなされなければならぬ。ルールズがいうように、重荷に苦しむすべての社会に一般的に妥当する「お手軽なレシピ」は存在しないのである(LP: 108-109)。

しかしルールズは、援助義務の遂行にあたって、三つの一般的指針を提示する(LP: 106-112)。第一に、適切に秩序づけられた社会は、必ずしも裕福な社会を意味するのではなく(LP: 106-107)、第二に、援助義務の遂行にあたっては、重要なものは、援助の対象となる社会の経済的豊かさでなく、「富がもたらされる要因」や「富のとる形態」に影響を与える社会の

「政治文化」である。ロールズは、潤沢な資源や資金供与によっても社会を適切に秩序づけることができない社会が存在する一方、乏しい資源にもかかわらず適切に秩序づけられた社会を形成するのに成功した社会があることを指摘する (LP: 108-109)。それゆえ第三に、「援助義務の狙いは、重荷に苦しむ社会が自分たちの抱える問題を理性的・合理的な仕方では処理できるように、そして最終的に、適切に秩序づけられた諸国民衆の社会の一員となることができるようにその手助けをすることである」(LP: 111)。援助義務の「達成目標 (target)」は、重荷に苦しむ社会の民衆が自分の力で適切に秩序づけられた社会を実現し、諸国民衆の社会の一員となることであり、この目標が達成されれば、それ以上の援助は必要ないのである (LP: 111)。

それゆえロールズは、格差原理のグローバルな応用に反対する。ロールズの理解するところ、格差原理のグローバルな適用を主張するベイツの提案は、達成目標を欠いた社会的・経済的格差の是正、社会的・経済的格差の是正それ自体を目的とした提案に過ぎず、「富がもたらされる要因」や「富のとり形態」が各々の社会において異なっていること、各々の社会の「政治文化」がもっとも重要であることを理解していないからである (LP: 116-117)。ここからロールズは、格差原理が「正しい貯蓄原理 (just savings principle)」の制約のもとにおかれていること、正義に適った国内社会を実現・維持するために必要な貯蓄をとっておくという条件のもとで社会的・経済的格差の是正が

認められていることを改めて強調する (TI: 292-293, LP: 106-107)。正義の第二原理は、「正義の理論」において、「社会的・経済的不平等は、(a) 正しい貯蓄原理と一致してもっとも不遇な者の最大限の利益になり、かつ (b) 機会の公正な平等という条件のもとですべての者に開かれた職務と地位に付随するといったように配置されるべきである」(TI: 302) と定式化されているのである。

したがって援助義務と貯蓄原理は、「同じ基本的観念」をあらわしているのであり (LP: 107)、等しく「正義の義務」のもとで説明される。ロールズによれば、正義の義務は、現存する正義に適った社会を擁護し受諾することを要請し、正義に適った社会が確立されていない場合には、正義に適った取り決めを結ぶよう拘束する義務である (TI: 115-116)。それゆえ正義の義務は、「個人のための原理 (principle for individuals)」として、「制度のための原理 (principle for institutions)」とともに国内的な原初状態において導出されるにもかかわらず (TI: 115-116)、同じく個人のための原理である「責務 (obligation)」から区別される。責務が「約束や合意」などの「自発的行為」の結果として生じ、個人に正義に適った社会の規則の遵守を要請するのに対して (TI: 111-114)、正義の義務は、制度上の関係とは無関係に人々のあいだで成立する「人としての当然の義務 (natural duty)」だからである (TI: 114-116)。ロールズは、正義の義務が「平等な道徳的人格としてのすべての人格のあい

だ」で成立するといいい、「諸国家の法のひとつの目的は、国家の行為においてこれらの義務（人としての当然の諸義務）の承認を請け負うことにある（一）（内引用者）」というのである（二）（14-115）。

それゆえ理性的で自由主義的な正義の政治的構想のもとで「構成」される国内的な原初状態が、その根底に自分の判断を理由に行うとする理性的人格の自由を相互に尊重すべしとする実践的判断を前提しているように、<sup>(8)</sup> 実践的に理性的な道徳的人格は、「直接的」には適切に秩序づけられた社会を実現する義務を、「間接的」には他国の民衆が自分たちの力で適切に秩序づけられた社会を実現することを援助する義務を負っている。実践的に理性的な道徳的人格である限り、私たちは、直接的であれ間接的であれ、自由の道徳的権利を法的権利として承認・実現する義務を互いに負っているのである。

### おわりに

これまで本稿は、正義の諸原理のグローバルな適用、とりわけ格差原理のグローバルな分配原理としての応用の可能性を探るベイツの議論とこの議論に対するロールズの批判を考察してきた。これまでの考察から明らかなように、ロールズは、世界市民的な考え方のもとで正義の諸原理をグローバルに適用しようとするベイツの試みに正義の諸原理が国内社会への適用を想

定していることを理由に反対している。むしろこのことは、ロールズが正義の国際的原理や理論に無関心であることを意味しない。ロールズは「援助義務」の必要を訴え、この義務を私たちが互いに負っている「正義の義務」と説明しているからである。本稿が明らかにしたように、私たちは、自分の判断を理由に行うとする自由の道徳的権利を、国境を越えて法的権利として承認し実現する正義の義務を相互に負っているのである。

### 注

ベイツ、ロールズの著作からの引用・参照箇所の指示は、本文中に以下の略号と頁数で記す。

LP: John Rawls, *The Law of Peoples with "The Idea of Public Reason Revisited"*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1999.

PL: John Rawls, *Political Liberalism*, New York: Columbia University Press, expanded edition, 2005 (first edition 1993).

PTIR: Charles R. Beitz, *Political Theory and International Relations. With a New Afterword by the Author*, New Jersey: Princeton University Press, 1999 (first edition 1979).

TJ: John Rawls, *A Theory of Justice*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1971.

- (1) C・ヘイツ著、進藤榮一訳「国際秩序と正義」、東京岩波書店、一九八九年、二八五—二八七頁参照。
- (2) Cf. Leif Wenar, "The Unity of Rawls's Work", in: *The Journal of Moral Philosophy*, Vol. 1 (2004), p. 272.
- (3) Thomas McCarthy, "On the Idea of Reasonable Law of Peoples", in: James Bohman and Matthias Lutz-Bachmann ed., *Perpetual Peace. Essays on Kant's Cosmopolitan Ideal*, Cambridge, Mass.: The MIT Press, 1997, pp. 207-208.
- (4) Cf. H. L. A. Hart, "Rawls on Liberty and Its Priority", in: Henry S. Richardson ed., *The Philosophy of Rawls*, Vol. 2: *The Two Principles and Their Justification*, New York / London: Garland Publishing, 1999, pp. 2-23 (ここで「基本問題としてくるのは、「基本的諸自由のもっとも広範な全体系」という数量的規定のもとで、「基本的諸自由」の特定がどのように可能になるかである」)。
- (5) Jürgen Habermas, *Faktizität und Geltung. Beiträge zur Diskurstheorie des Rechts und des demokratischen Rechtsstaats*, Frankfurt / M.: Suhrkamp, 1992, S. 109f.
- (6) Immanuel Kant, *Die Metaphysik der Sitten* (1797), in: Wilhelm Weischedel hrsg., *1. Kant Werke* in 6 Bde, Darmstadt: Wissenschaftliche Buchgesellschaft, 2005 (6. Aufl.), Bd. IV, S. 337 (Aka. VI 230).
- (7) Samuel Freeman, *Rawls*, London / New York: Routledge, 2007, pp. 431-432.
- (8) 拙著「自由主義社会の規範的原理の中立的正当化の可能性」と「政治的リベラリズム」におけるロールズの理性的人格の概念」(関西倫理学会編「倫理学研究」第37号、二〇〇七年、九二—一〇三頁)参照。  
(ふじもり ひろし・同志社大学)